

## 高知市立学校学習用タブレット貸与規程

### (目的)

第1条 この規程は、学習用タブレットを活用した教育を進め、児童生徒のICT活用力の育成を図るため、高知市立学校に在籍する児童生徒に対する学習用タブレットの貸与に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において学習用タブレットとは、高知市立学校での授業、学校行事、家庭学習など、学習活動に必要な不可欠な教具として使用するための設定及びセキュリティに係る対策を講じたタブレット型情報端末をいう。

### (貸与物品)

第3条 この規程により貸与を行う物品は、学習用タブレット及びその付属品（以下「貸与物品」という。）とする。

### (貸与対象者)

第4条 貸与物品の貸与を受けることができる者（以下「貸与対象者」という。）は、高知市立学校に在籍する児童生徒とする。

### (貸与物品の貸与)

第5条 貸与物品の貸与を受けようとする貸与対象者の保護者等（親権者、未成年後見人又は現に養育している者。利用者が成人の場合は、当該貸与を受けようとする者）は、高知市立学校学習用タブレットの貸与及び取扱いに係る申込書（様式第1号）を在籍する高知市立学校の校長（以下「校長」という。）に提出しなければならない。

2 校長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは貸与するものとする。

3 校長は、前項の規定により貸与物品を貸与したときは、貸与物品の貸与状況を常に明らかにするために学習用タブレット管理台帳（様式第2号）に貸与対象者の氏名等の貸与に係る情報を登録するものとする。

4 校長は、前項の規定により登録された事項に変更が生じたときは、学習用タブレット管理台帳に当該変更内容を記載するものとする。

### (貸与に係る費用)

第6条 貸与物品の貸与に係る費用は、無償とする。

### (貸与期間)

第7条 貸与物品を貸与する期間（以下「貸与期間」という。）は、貸与した日から校長が定める日（以下「貸与期間終了日」という。）までとする。

### (貸与物品の変更)

第8条 校長は、必要があると認めたときは、第5条第2項の規定により貸与を受けた貸与対象者（以下「利用者」という。）に貸与した貸与物品を変更することができる。

### (貸与物品の管理等)

第9条 利用者は、貸与物品について善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸与物品を、利用者以外の者（利用者を指導する教職員を除く。）に使用させ、又は転貸すること。
- (2) 貸与物品を、売却、廃棄又は故意に破損すること。
- (3) 貸与物品に装飾等を行うこと。

- (4) 貸与物品を、学習活動以外に使用すること。
- (5) 貸与物品を利用し、利用者以外の者に対して加害や悪影響を与えること。
- (6) 高知市教育委員会が別に定める「高知市立学校学習用タブレット利用ガイド」に反する行為を行うこと。

3 利用者は、貸与物品を用いたデータ等の受発信を行う必要がある場合は、利用者の責任において行わなければならない。

4 利用者は、高知市教育委員会又は校長から貸与物品の貸与に係る指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

(経費負担)

第10条 貸与物品の充電に係る経費及び高知市立学校以外の場所における通信に係る経費は、利用者の負担とする。

(紛失及び盗難又は破損の届出)

第11条 利用者は、貸与物品の紛失及び盗難があったとき、又は貸与物品に毀損等の異常を確認したときは、直ちに校長に報告するとともに、必要な場合は、学習用タブレット紛失等報告書(様式第3号)を校長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第12条 利用者は、貸与物品の使用に当たり、利用者の責めに帰すべき理由により高知市教育委員会又は第三者に損害が生じさせた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

2 貸与物品の使用に当たり、利用者の故意又は過失により個人情報の漏えい等の事故が生じた場合は、高知市教育委員会はその責任を負わない。

(貸与期間中の返却)

第13条 校長は、第7条の貸与期間中であっても次の各号に該当するときは、利用者に貸与物品の返却を求めることができる。

- (1) 利用者が、長期に登校しないこととなったとき。
- (2) 利用者が、在籍する高知市立学校の児童生徒でなくなったとき。
- (3) 利用者が、第9条の規定に違反したとき。
- (4) 高知商業高等学校の利用者が、校長が認めた情報端末を所有することなどにより、貸与物品が不要になったと認められるとき。
- (5) その他、貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

(貸与物品の返却)

第14条 利用者は、貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。

2 利用者は、校長から貸与物品の返却を求められた場合は、校長が定める日までに貸与物品を返却しなければならない。

3 利用者が、貸与物品を返却日までに返却せず、校長からの督促にも応じない場合は、利用者は貸与物品の価額を弁償する責任を負う。

4 校長は、第1項又は第2項の規定により貸与物品が返却されたときは、当該貸与物品が正常に作動すること及び毀損箇所がないことを確認するものとする。

(連帯保証)

第15条 利用者の保護者等は、本貸与規程に基づき、利用者が負担すべき一切の債務について連帯して保証しなければならない。

(事務手続の代行)

第16条 貸与物品の貸与に関する事務は、校長が指名した者に行わせることができる。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年7月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月10日から施行する。